

前回審議の確認と今回の進め方について

1. 前回審議会で出されたご意見とその対応（方向性）

※ 基本方針の見直しに関連するご意見（質疑は除く）のみを記載しています。
また、前回審議会以降、メール等での個別意見提出はありませんでした。

	箇所	ご意見等（要旨）		対応（方向性）
1	資料9	コロナ禍の影響から使用料の算定を見送ったことや、コロナ禍の時期は算定から除くと説明があったが、意味があると感じる。当時は社会的にこれまでにない状態に陥っていた。通常の状態とは異なる状態とするのは妥当な考えでそれを明記することは非常に意味があることだと思う。	⇒	<当日の回答要旨> ○ 施設所管課からも同様の意見をいただいていることもあるが、審議会からもそのような意見をお聞きできたので、事務局案のとおりに掲載することについては、引き続き前向きに検討したい。
2	資料10 P2-3	今回の改訂にあわせて、使用料の見直しの期間を3年ごとでなく、4年ごとにするということか。経済情勢など、外的影響が目まぐるしく変わるため、見直しのスパンが適当なのかは分かりかねる。	⇒	<当日の回答要旨> ○ 平成17年の基本方針策定時は、3年ごとに使用料の見直しをしていたが、平成29年の基本方針改訂時からは、4年ごとに変更しているが、資料中の表現が分かりにくいということであれば、工夫ができないか確認させていただく。 ○ 使用料改定の周期については、次回審議会の検討範囲なので、もしご意見あるようであればその際にご意見をいただきたい。 <その後の対応等> ■ 事務局として、4年ごとの使用料改定スパンは変更を考えていないが、今回の審議会では改定周期にも検討が及ぶので、もしご意見があれば、「資料14」で概要説明をした際にご意見をいただきたい。
3	資料10 P4	現在の第3の柱は、「無料・減免規定の見直し」という名称であるが、事務局案では、「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」に修正されており、抽象的な表現となっているが、何か理由はあるのか。	⇒	<当日の回答要旨> ○ 現在の第3の柱は名称こそ、「無料・減免規定の見直し」としているが、内容は減免規定だけでなく、施設の利用促進に関する内容も含んでいる。そのような考え方を踏まえつつ、今後はより一層公共施設を使用してもらえるように、使用料の設定に関する基本方針ではあるが、柔軟な料金設定という考え方から、利用方法まで少し立ち入った形で見直しをしていきたいという考え方を反映させていただいたもの。 ○ 柱の名称は、基本方針の改訂内容により、変わってくるものだと思うので、今後の検討内容を踏まえ、もし修正すべきのご意見があれば頂戴したい。

1. 前回審議会が出されたご意見とその対応（方向性）

	箇所	ご意見等（要旨）		対応（方向性）
4	資料11	施設の性質別分類を判断する基準を明確化することは難しいと説明があったが、その理由はこういったものか。	⇒	＜当日の回答要旨＞ ○ 多摩市において、施設の性質別分類を判断する基準は、「①必需性」、「②市場性・収益可能性」の大きな2つの軸があり、表現の違いはあれど、他自治体もどこも同じような基準を設けていることもあり、この部分の考え方は変更しないつもりである。 ○ 一方で、基準を明確化・具体化すべきというご意見だが、基準の数値化は難しいため、基準を明確化するとすると、どうしても定性的な判断基準となってしまう。それであれば、結局、人による判断という部分は変わらないので、その必要性も含めて、事務局側では明確化を行うことは難しいと説明するに至った。 ＜その後の対応等＞ ■ その後のご意見（これまでは民間運営のコミュニティセンターがない場合は、「非市場的」と判断してきたと思うが、今はインターネット上のコミュニティも複数存在することから、物理的な施設がないから「非市場的」とも言い切れないのではないかと。そのような社会情勢も踏まえて、検討すべきであるし、そのような判断基準があった方が、市民にも説明がしやすいのではないかと。）を踏まえ、再検討することとした。次回の審議会でも、検討資料を提供させていただき予定なので、改めてご意見を頂戴したい。
5	資料11	他自治体の事例が紹介されていたが、同じ内容のことを言っているにもかかわらず、資料に記載されている表現が自治体によって異なっており、分かりにくい。自治体間で表現を統一して欲しい。		＜当日の回答要旨＞ ○ 自治体により、これまでの経緯や成り立ち、使用料の改定年度も違うので表現は異なる。各自治体が自身の自治体の市民に対し、最も分かりやすい表現を工夫した結果であり、自治体ごとの違いはまさに地方自治の本旨である。 ○ ただし、この先の資料作成にあたっては、委員の方に読みやすいように表現を揃えるなどの工夫はしていきたい。
6	資料12	基本方針で施設ごとに定めている利用者負担率に対し、使用料でどこまで賄うことができているかについて、「達成率」という表現を用いており、今後市民にもオープンにしていきたいと説明があったが、「達成率」という表現は、100%を目指すような表現に見えてしまうので、表現は再考すべき。		＜当日の回答要旨＞ ○ 慎重に言葉を選び、誤解のないように工夫をしていきたい。 ＜その後の対応等＞ ■ 公表の手法まで基本方針中に記載する予定はないが、ご意見を踏まえた検討結果については次回の審議会でお示ししたい。
7	資料12	（上記に関連して） 「達成率」はあくまでも、費用の面からみた達成率であり、施設の適正利用の面から考えると違う結果が出ると思う。施設ごとに適正な使われ方（人数や団体数等）の議論がどこかでなされるべきでは。		＜当日の回答要旨＞ ○ ご指摘のとおりで、温水プールを例にとると、費用面では達成率は100%に満たないが、実際の利用状況をみると、夏場などは入場制限をしている状況にある。そのため、適正な使われ方という意味では違う視点での検討も必要だと思う。例えば、指定管理者施設等は利用満足度やニーズ調査等も行っている。施設白書での議論となるかもしれないが、いただいた意見も踏まえ、情報共有ツールの内容検討に活かしていきたい。 ＜その後の対応等＞ ■ 施設白書の内容となるので、本審議会では取り扱わないが、引き続き庁内で検討させていただきこととする。

2. 今後の使用料等審議会について（予定）

●令和6年度使用料等審議会の進め方・スケジュール（予定）

開催時期	主な議題・検討箇所など	備考
済 第1回 (11月28日)	● 諮問・会長の選出 ● 審議会の進め方について ● 事務局改訂案の概要説明	
済 第2回 (1月8日)	● 第1の柱「利用者負担の原則」について ● 第2の柱「共通的な算定ルールの確立」について	
第3回 (2月14日)	● 第3の柱「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」について ● その他事項について	● 資料14で修正点の全体確認 ● 資料15で今回改訂で新たに導入を検討している「営利等加算」に関する内容の確認
第4回 (2月～3月)	● 第2～3回における意見を踏まえた見直し案について	● 過去2回の審議で出されたご意見を踏まえて、事務局から見直し案の提示を行い、全体を通して再検討する。
第5回 (3月～4月)	● 答申の決定 ● 市長への答申	● 見直し案に出された意見を踏まえ、微修正を行い、答申をいただく。

2. 今後の使用料等審議会について（予定） ※前回から修正点なし

